

## 水俣条約附属書Aの柱書きに定められた適用除外事項（認められた用途）

- ・ 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- ・ 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- ・ 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- ・ 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- ・ 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン